

岩手大学における施設の有効活用に関する規則

平成16年4月1日 制定
令和5年3月29日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学のすべての施設が公的財産であり、かつ、全学共通のものであるという全構成員共通の認識の下に、今後の教育研究活動等の一層の活性化に資するため、施設の有効活用に関する必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 施設の活用状況の実態を把握し、適時適切に使用方法の検討を行い、時代の変化に即応した教育研究活動等を円滑に進める。

2 教育研究活動等の活性化のため、全学又は部局が弾力的に使用できるスペース（以下「共用スペース」という。）を計画的に確保する。

(調査)

第3条 前条第1項の規定により、全学の施設の使用実態を把握するための調査を実施する。

(勧告)

第4条 前条の規定による調査の結果、その使用方法の再編を必要と判断した場合は、その旨を学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告により使用方法の是正を必要と認めた場合は、関係部局長に使用方法の是正を勧告するものとする。

(是正報告)

第5条 前条第2項の規定により勧告を受けた関係部局長は、速やかに学長に対し、使用方法の是正について報告しなければならない。

(共用スペースの確保)

第6条 各部局は、財務を担当する理事又は副学長が別に定める共用スペースの確保に関する目標面積及び時期等に基づき、計画的な共用スペースの確保に努めるものとする。

(大規模改修及び新增築)

第7条 大規模改修及び新增築にあたっては、部局等の整備計画案に基づいて、本規則の趣旨に則った有効活用及び第6条に規定する共用スペースの確保が図られているかを調査・審議し、学長が決定する。

(有効活用及び共用スペース確保の調査等)

第8条 第3条に規定する施設の使用実態を把握するための調査及び第7条に規定する大規模改修計画及び新增築計画に係る調査は、部局等必要と認める者からの意見を踏まえつつ行うものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。